

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案） 新旧対照条文目次

- 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第一条関係） ..... 1
- 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第二条関係） ..... 8
- 関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）（第三条関係） ..... 10

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（省 略）</p> <p>第五章の二 認定通関業者（第六十九条―第六十九条の三）</p> <p>第六章～第九章（省 略）</p> <p>附則</p> <p>（保税蔵置場の許可の特例に係る承認の申請の手続等）</p> <p>第四十二条（省 略）</p> <p>2～4（省 略）</p> <p>5 法第五十条第一項の承認を受けた者（第四十三条の二第一号、第四十四条及び第四十四条の二第一項において「承認取得者」という。）は、その承認に係る第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該承認をした税関長に届け出なければならぬ。</p> <p>（保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出の手続）</p> <p>第四十三条の二 法第五十二条の二（保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。</p> <p>一 届出をする承認取得者の住所又は居所及び氏名又は名称</p> <p>二 法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の規定の適用を</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章 同 上</p> <p>第五章の二 認定通関業者（第六十九条・第六十九条の二）</p> <p>第六章～第九章 同 上</p> <p>附則</p> <p>（保税蔵置場の許可の特例に係る承認の申請の手続等）</p> <p>第四十二条 同 上</p> <p>2～4 同 上</p> <p>5 法第五十条第一項の承認を受けた者（第四十四条及び第四十四条の二第一項において「承認取得者」という。）は、その承認に係る第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該承認をした税関長に届け出なければならぬ。</p>

受ける必要がなくなつた旨

三 法第五十条第一項の承認を受けた年月日

四 その他財務省令で定める事項

(技術的読替え等)

第五十一条 法第六十二条の規定において法第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)の規定による承認について法第五十一条から第五十五条まで(承認の要件・規則等に関する改善措置・保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出・承認の失効・承認の取消し等・許可の承継についての規定の準用)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十一条第一号ハ	第四十三条第二号	第六十一条の四において準用する第四十三号
第五十三条第二号	第四十二条第一項(保税蔵置場の許可)	第五十六条第一項(保税工場の許可)

2

2 第四十三条の二の規定は法第六十二条において準用する法第五十条の二の規定による届出について、第四十四条の規定は法第六十二条において準用する法第五十四条第一項の規定により法第六十一条の五第一項の承認を取り消す場合について、第四十四条の二第一項の規定は法第六十二条において準用する法第五十五条の規定において承認取得者について法第四十八条の二第一項から第五項まで(許可の承継)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えについて、第四十四条の二第二項の規定は法第六十二条において準用する法第五十五条において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について、それぞれ準用する。この場合において、第四十四条の二第一項の表第四十八条の二第一項の項中「第五

(技術的読替え等)

第五十一条 法第六十二条の規定において法第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)の規定による承認について法第五十一条から第五十五条まで(承認の要件・規則等に関する改善措置・承認の失効・承認の取消し等・許可の承継についての規定の準用)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
同上	同上	同上
第五十三条第一号	同上	同上

2

2 第四十四条の規定は法第六十二条において準用する法第五十四条第一項の規定により法第六十一条の五第一項の承認を取り消す場合について、第四十四条の二第一項の規定は法第六十二条において準用する法第五十五条の規定において承認取得者について法第四十八条の二第一項から第五項まで(許可の承継)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えについて、第四十四条の二第二項の規定は法第六十二条において準用する法第五十五条において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認を受けようとする者について、それぞれ準用する。この場合において、第四十四条の二第一項の表第四十八条の二第一項の項中「第五

それぞれ準用する。この場合において、第四十三条の二第二号中「法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは「法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」と、同条第三号中「法第五十条第一項」とあるのは「法第六十一条の五第一項」と、第四十四条の二第二項の表第四十八条の二第二項の項中「第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは「第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」と、同表第四十八条の二第二項の項中「第五十条第一項」とあるのは「第六十一条の五第一項」と、同表第四十八条の二第三項及び第五項の項中「第五十一条各号」とあるのは「第六十二条において準用する第五十一条各号」と、同表第四十八条の二第四項の項中「に係る保税蔵置場」とあるのは「に係る保税工場」と、「第五十条第一項」とあるのは「第六十一条の五第一項」と、同条第二項中「法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは「法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」と、「法第五十条第一項」とあるのは「法第六十一条の五第一項の」と、「に係る保税蔵置場」とあるのは「に係る保税工場」と読み替えるものとする。

#### 第五章の二 認定通関業者

（認定通関業者の認定の申請の手続等）

第六十九条 （省 略）

2～4 （省 略）

5 法第七十九条第一項の認定を受けた者（次条第一号において「認定通関業者」という。）は、その認定に係る第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該認定をした税関長に届け出なければならない。

十号第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは「第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」と、同表第四十八条の二第二項の項中「第五十条第一項」とあるのは「第六十一条の五第一項」と、同表第四十八条の二第三項及び第五項の項中「第五十一条各号」とあるのは「第六十二条において準用する第五十一条各号」と、同表第四十八条の二第四項の項中「に係る保税蔵置場」とあるのは「に係る保税工場」と、「第五十条第一項」とあるのは「第六十一条の五第一項」と、同条第二項中「法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは「法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」と、「法第五十条第一項」とあるのは「法第六十一条の五第一項の」と、「に係る保税蔵置場」とあるのは「に係る保税工場」と読み替えるものとする。

#### 第五章の二 同上

（認定通関業者の認定の申請の手続等）

第六十九条 同上

2～4 同上

5 法第七十九条第一項の認定を受けた者は、その認定に係る第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該認定をした税関長に届け出なければならない。

(認定通関業者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出の手続)

第六十九条の二 法第七十九条の三(認定通関業者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。

- 一 届出をする認定通関業者の住所又は居所及び氏名又は名称
- 二 法第七十九条第一項(通関業者の認定)の認定を受けている必要がなくなつた旨
- 三 法第七十九条第一項の認定を受けた年月日
- 四 その他財務省令で定める事項

(認定の取消しの手続)

第六十九条の三 税関長は、法第七十九条の五第一項(認定の取消し)の規定により法第七十九条第一項(通関業者の認定)の認定を取り消した場合には、その旨及びその理由を記載した書面によりその認定を受けていた者に通知しなければならない。

(税関長の権限の委任)

第九十二条 法及び定率法その他の関税に関する法令の規定に基づく税関長の権限は、次の各号に掲げる権限の区分に応じ、当該各号に定める税関官署の長に委任されるものとする。ただし、法第九条の二第二項(納期限の延長)の規定、法第十一条(関税の徴収)の規定及び特例申告貨物についての法第二章(関税の確定、納付、徴収及び還付)の規定に基づく税関長の権限並びに法第六十九条の九(輸出してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め)及び第六十九条の十九(輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め)の規定に基づく税関長の

(認定の取消しの手続)

第六十九条の二 税関長は、法第七十九条の四第一項(認定の取消し)の規定により法第七十九条第一項(通関業者の認定)の認定を取り消した場合には、その旨及びその理由を記載した書面によりその認定を受けていた者に通知しなければならない。

(税関長の権限の委任)

第九十二条 同 上

権限（専門委員の委嘱に係るものに限る。）については、税関長が自ら行うことを妨げない。

一 次に掲げる規定に基づく権限以外の権限（次号の規定により同号に掲げる税関官署の長に委任されるものを除く。） 当該権限に係る処分の対象となる事項を所轄する税関支署

イ 法第七条の二第一項（申告の特例）（承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第七条の十（申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出）及び第七条の十二（承認の取消し）の規定、法第十九条（開庁時間外の貨物の積卸し）（税関官署において事務を取り扱う時間を定めて公示する部分に限る。）の規定、法第三十七条第一項及び第二項（指定保税地域の指定又は取消し）の規定（同条第五項の規定により財務大臣の権限が税関長に委任された場合に限る。）、法第三十八条（指定保税地域の処分等）の規定、法第四十一条の二（外国貨物の搬入停止等）の規定、法第四十二条（保税蔵置場の許可）の規定、法第四十七条（許可の失効）（法第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）、法第四十八条（許可の取消し等）（法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。）、法第四十八条の二（許可の承継）（法第七条の十三、第五十五条（法第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十一条の四、第六十二条の七、第六十二条の十五、第六十七條の十及び第六十七條の十八において準用する場合を含む。）、法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の規定、法第五十二条の二（保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出）（法第六十二条において準用する場合を含む。）、法第五十四条（承認の取消し等）（法第六十二条において準用する場合を含む。）、法第六十二条において準用する場合を含む。）、法第五十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定、法第五

一 同上

イ 法第七条の二第一項（申告の特例）（承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第七条の十（申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出）及び第七条の十二（承認の取消し）の規定、法第十九条（開庁時間外の貨物の積卸し）（税関官署において事務を取り扱う時間を定めて公示する部分に限る。）の規定、法第三十七条第一項及び第二項（指定保税地域の指定又は取消し）の規定（同条第五項の規定により財務大臣の権限が税関長に委任された場合に限る。）、法第三十八条（指定保税地域の処分等）の規定、法第四十一条の二（外国貨物の搬入停止等）の規定、法第四十二条（保税蔵置場の許可）の規定、法第四十七条（許可の失効）（法第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）、法第四十八条（許可の取消し等）（法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。）、法第四十八条の二（許可の承継）（法第七条の十三、第五十五条（法第六十二条において準用する場合を含む。）、第六十一条の四、第六十二条の七、第六十二条の十五、第六十七條の十及び第六十七條の十八において準用する場合を含む。）、法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の規定、法第五十四条（承認の取消し等）（法第六十二条において準用する場合を含む。）、法第五十六条（保税工場の許可）、第六十一条の二第一項（指定保税工場の簡易手続）及び第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定、法第

十六条（保税工場の許可）、第六十一条の二第一項（指定保税工場の簡易手続）及び第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定、法第六十二条の二（保税展示場の許可）の規定、法第六十二条の八（総合保税地域の許可）及び第六十二条の十四（許可の取消し等）の規定、法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）（同項に規定する特定保税運送者の承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第六十三条の三第二項（承認の手続等）、第六十三条の六（保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出）、第六十三条の七第二項（承認の失効）及び第六十三条の八第一項（承認の取消し）の規定、法第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）（承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第六十七条の七（輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出）及び第六十七条の九（承認の取消し）の規定、法第六十七条の十三第一項（製造者の認定）、第六十七条の十五（認定製造者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出）及び第六十七条の十七第一項（認定の取消し）の規定、法第六十九条の四（第四項を除く。）（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）、第六十九条の五（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め）、第六十九条の十三（第四項を除く。）（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）及び第六十九条の十四（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）の規定並びに法第七十九条第一項及び第四項（通関業者の認定）、第七十九条の三（認定通関業者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出）、第七十九条の四第二項（認定の失効）並びに第七十九条の五第一項（認定の取消し）の規定

ロ（省 略）

二（省 略）

六十二条の二（保税展示場の許可）の規定、法第六十二条の八（総合保税地域の許可）及び第六十二条の十四（許可の取消し等）の規定、法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）（同項に規定する特定保税運送者の承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第六十三条の三第二項（承認の手続等）、第六十三条の六（保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出）、第六十三条の七第二項（承認の失効）及び第六十三条の八第一項（承認の取消し）の規定、法第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）（承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第六十七条の七（輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出）及び第六十七条の九（承認の取消し）の規定、第六十七条の十三第一項（製造者の認定）、第六十七条の十五（認定製造者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出）及び第六十七条の十七第一項（認定の取消し）の規定、法第六十九条の四（第四項を除く。）（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）、第六十九条の五（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め）、第六十九条の十三（第四項を除く。）（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）及び第六十九条の十四（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）の規定並びに法第七十九条第一項及び第四項（通関業者の認定）、第七十九条の三第二項（認定の失効）並びに第七十九条の四第一項（認定の取消し）の規定

ロ 同上

二 同上

2  
5

(省  
略)

2  
5

同  
上



改 正 案	現 行
<p>（輸入数量の算出方法）</p> <p>第十四条 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請がされた物品にあつては当該承認の申請とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。）に係る数量として、同法第二百二条第一項第一号（統計の作成）の統計（以下この条、次条、第十八条及び第十九条において「貿易統計」という。）に計上される数量（同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成八年度から平成二十二年度までの各年度における輸入数量を算出する場合において、当該各年度の前年度において同表に掲げる物品のうち法第七条の三第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用を しなかつたものがあるときは、当該適用を しなかつたものの数量を当該各年度における輸入数量に加算するものとする。</p> <p>2 （省 略）</p>	<p>（輸入数量の算出方法）</p> <p>第十四条 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請がされた物品にあつては当該承認の申請とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。）に係る数量として、同法第二百二条第一項第一号（統計の作成）の統計（以下この条、次条、第十八条及び第十九条において「貿易統計」という。）に計上される数量（同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成八年度から平成二十一年度までの各年度における輸入数量を算出する場合において、当該各年度の前年度において同表に掲げる物品のうち法第七条の三第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用を しなかつたものがあるときは、当該適用を しなかつたものの数量を当該各年度における輸入数量に加算するものとする。</p> <p>2 同 上</p>

<p>(特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定)</p> <p>第二十五条 (省 略)</p> <p>2 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。</p> <p>一 別表第一の第八三号に掲げる国を原産地とする関税率表第一六〇四・一九号に掲げる物品(うなぎのもの及び節類以外のものに限る。)、同表第一六〇五・九〇号の二の(三)に掲げる物品のうち軟体動物のもの(あわび又は帆立貝のもの以外のもので、気密容器入りのもの以外のものに限る。)、同表第二八三六・二〇号の一に掲げる物品、同表第六九一二・〇〇号に掲げる物品、同表第七四〇九・三一号に掲げる物品、同表第八二一三・〇〇号に掲げる物品、同表第八二一五・九九号に掲げる物品、同表第九〇〇三・一一号に掲げる物品、同表第九〇〇三・一九号の一に掲げる物品及び同表第九四〇四・九〇号に掲げる物品であつて、平成二十三年三月三十一日までに輸入されるもの</p> <p>二 (省 略)</p> <p>三 (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p>	<p>(特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定)</p> <p>第二十五条 同 上</p> <p>2 同 上</p> <p>一 別表第一の第八三号に掲げる国を原産地とする関税率表第二八三六・二〇号の一、第八二一三・〇〇号及び第八二一五・九九号に掲げる物品であつて、平成二十二年三月三十一日までに輸入されるもの</p> <p>二 別表第一の第八三号に掲げる国を原産地とする関税率表第一六〇四・一九号に掲げる物品(うなぎのもの及び節類以外のものに限る。)、同表第一六〇五・九〇号の二の(三)に掲げる物品のうち軟体動物のもの(あわび又は帆立貝のもの以外のもので、気密容器入りのもの以外のものに限る。)、同表第六九一二・〇〇号に掲げる物品及び同表第九四〇四・九〇号に掲げる物品であつて、平成二十三年三月三十一日までに輸入されるもの</p> <p>三 同 上</p> <p>四 同 上</p> <p>3 同 上</p>
---	---



一九〇一・ 九〇 二一〇一・ 一二 二一〇一・ 二〇 二一〇六・ 一〇 二一〇六・ 九〇	品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限り。）、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限り。）並びに調製食料品（関税率表第二一・〇六項以外の項に該当するもの及び調製食用脂（関税率表第四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇％を超え七〇％以下のものに限り。）を除くものとし、ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限り。）		該物品の全重量に乘じて得た数量とする。）
〇四〇二・ 一〇 〇四〇二・ 二一 〇四〇二・	粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	平成二二年四月一日から平成二三年三月三十一日まで	七四、九七三トン
〇四〇二・ 一〇 〇四〇二・ 二一 〇四〇二・	同上	平成二二年四月一日から平成二三年三月三十一日まで	同上

二九	のうち学校等給食用のもの以外のもの	粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの	〇四〇二・ 一〇 〇四〇二・ 二一	〇四〇二・ 九一	無機質を濃縮したホエイ ものに限る。）	平成二二年 四月一日か ら平成二三年 三月三十一 日まで	一、五〇〇 トン	七、二六四 トン	平成二二年 四月一日か ら平成二三年 三月三十一 日まで	〇四〇四・ 一〇	ホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもの、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するも
二九	同上	同上	〇四〇二・ 一〇 〇四〇二・ 二一	〇四〇二・ 九一	同上	平成二二年 四月一日か ら平成二二年 三月三十一 日まで	同上	同上	平成二二年 四月一日か ら平成二二年 三月三十一 日まで	〇四〇四・ 一〇	同上



九〇 一〇〇五・ 九〇	とうもろこしのうちコー ンスターチの製造に使用 するもの	平成二二年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	二、一〇九 、九〇〇ト ン	とうもろこしのうち関税 暫定措置法施行令第三条 に規定するところにより 飼料用に供するもの	平成二二年 四月一日か ら平成二二 年三月三一 日まで	三七五、九 〇〇トン	とうもろこしのうちコー ンフレーク、エチルアル コール又は蒸留酒の製造 に使用するもの	平成二二年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	四一、一〇 〇トン	とうもろこしのうちその 他のもの	平成二二年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	六六、六〇 〇トン	一〇七・ 一〇 一〇七・ 二〇	麦芽（いつてあるかない かを問わない。）	平成二二年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	二七六、九 〇〇トン	一〇八・ 一一	でん粉（小麦でん粉を除 く。）及びイヌリン並び	平成二二年 四月一日か	七八、五〇 〇トン
				一〇七・ 一〇 一〇七・ 二〇			麦芽（いつてあるかない かを問わない。）			平成二二年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで			二七六、九 〇〇トン							

九〇 一〇〇五・ 九〇	同上	平成二二年 四月一日か ら平成二二 年三月三一 日まで	二、一一三 、三〇〇ト ン	同上	平成二二年 四月一日か ら平成二二 年三月三一 日まで	三四八、九 〇〇トン	同上	平成二二年 四月一日か ら平成二二 年三月三一 日まで	三七、七〇 〇トン	同上	平成二二年 四月一日か ら平成二二 年三月三一 日まで	七〇、三〇 〇トン	一〇七・ 一〇 一〇七・ 二〇	同上	平成二二年 四月一日か ら平成二二 年三月三一 日まで	二五三、五 〇〇トン	一〇八・ 一一	同上	平成二二年 四月一日か	同上
				一〇七・ 一〇 一〇七・ 二〇			同上			平成二二年 四月一日か ら平成二二 年三月三一 日まで			二五三、五 〇〇トン							

<p>一一〇八・ 一三 一一〇八・ 一四 一一〇八・ 一九 一一〇八・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇</p>	<p>に穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の)以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)のうちでん粉が最大の重量を占めるもの(小麦でん粉を含有するものを除く。)</p>	<p>ら同年九月 三〇日まで</p>	<p>七五、〇〇 〇トン(む きみ換算数 量とし、殻 付きのもの 一トンは、 殻を除いた もの〇・七 五トンに換 算するもの とする。)</p>
<p>一一〇八・ 一三 一一〇八・ 一四 一一〇八・ 一九 一一〇八・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇</p>	<p>同上</p>	<p>から平成二 二年三月三 一日まで</p>	<p>同上</p>



一二二・ 九九	こんにやく芋（アモルフ オフアルス）（切り、乾 燥し又は粉状にしたもの であるかないかを問わな い。）	平成二二年 四月一日か ら平成二三 年三月三一 日まで	二六七トン （荒粉換算 数量とし、 生芋一トン は、荒粉〇 ・一五八ト ンに、精粉 一トンは、 荒粉一・七 六一トンに それぞれ換 算するもの とする。）
一七〇三・ 一〇 一七〇三・ 九〇	糖みつ（砂糖の抽出又は 精製の際に生ずるものに 限る。）のうちアルコー ルの製造用のもの	平成二二年 四月一日か ら平成二三 年三月三一 日まで	一〇、〇〇 〇トン
一八〇六・ 二〇	ココアを含有する調製食 料品（塊状、板状又は棒 状のもので、その重量が 二キログラムを超えるも の及び液状、ペースト状 、粉状、粒状その他これ らに類する形状のもので 、正味重量が二キログラ ムを超える容器入り又は 直接包装にしたものに限	平成二二年 四月一日か ら平成二三 年三月三一 日まで	一六、七〇 〇トン
一二二・ 九九	同上	平成二二年 四月一日か ら平成二二 年三月三一 日まで	同上
一七〇三・ 一〇 一七〇三・ 九〇	同上	平成二二年 四月一日か ら平成二二 年三月三一 日まで	同上
一八〇六・ 二〇	同上	平成二二年 四月一日か ら平成二二 年三月三一 日まで	一五、六〇 〇トン

二〇〇二・九〇	トマトピューレー及びトマトペーストのうち、トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの	平成二二年 四月一日か ら平成二三年 三月三十一 日まで	三七、一〇〇トン
二〇〇八・二〇	パイナップルのうち、気密容器入りのもので、容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のもの（細片にし、破碎し又はパルプ状にしたものを除く。）	平成二二年 四月一日か ら平成二三年 三月三十一 日まで	四三、八〇〇トン
二一〇六・九〇	調製食用脂（関税率表第九〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇％を超え七〇％以下のものに限り。以下この項において同じ。）のうちニュージーランドを原産地とするもの	平成二二年 四月一日か ら平成二三年 三月三十一 日まで	一一、五五〇トン
調製食用脂のうちその他のもの		平成二二年 四月一日か ら平成二三年 三月三十一 日まで	七、四二七トン

二〇〇二・九〇	同上	平成二二年 四月一日か ら平成二二年 三月三十一 日まで	三六、九〇〇トン
二〇〇八・二〇	同上	平成二二年 四月一日か ら平成二二年 三月三十一 日まで	四四、八〇〇トン
二一〇六・九〇	同上	平成二二年 四月一日か ら平成二二年 三月三十一 日まで	同上
同上	同上	平成二二年 四月一日か ら平成二二年 三月三十一 日まで	同上

四一〇一・ 二〇	牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物の原皮（生	日まで	平成二二年 四月一日か	二一四、〇 〇〇平方メ ートル
四一〇一・ 五〇	鮮のもの及び塩蔵、乾燥	平成二二年 四月一日か	同上	同上
四一〇一・ 九〇	、石灰漬け、酸漬けその	平成二二年 四月一日か	同上	同上
四一〇四・ 一一	他の保存に適する処理を	平成二二年 四月一日か	同上	同上
四一〇四・ 一一	したもので、なめし、パ	平成二二年 四月一日か	同上	同上
四一〇四・ 一一	ーチメント仕上げ又はこ	平成二二年 四月一日か	同上	同上
四一〇四・ 一九	れら以上の加工をしてな	平成二二年 四月一日か	同上	同上
四一〇四・ 一一	いものに限るものとし、	平成二二年 四月一日か	同上	同上
四一〇四・ 四一	脱毛してあるかないか又	平成二二年 四月一日か	同上	同上
四一〇四・ 四一	はスプリットしてあるか	平成二二年 四月一日か	同上	同上
四一〇四・ 四九	ないかを問わない。）の	平成二二年 四月一日か	同上	同上
四一〇七・ 一一	うち、クロムなめしのも	平成二二年 四月一日か	同上	同上
四一〇七・ 一一	の（なめし過程（前なめ	平成二二年 四月一日か	同上	同上
四一〇七・ 一一	しを含む。）中のもの	平成二二年 四月一日か	同上	同上
四一〇七・ 一一	うちなめしを終えてない	平成二二年 四月一日か	同上	同上
四一〇七・ 一一	もの）及びなめし過程に	平成二二年 四月一日か	同上	同上
四一〇七・ 一九	ないもの以外のもの、牛	平成二二年 四月一日か	同上	同上
四一〇七・ 九一	又は馬類の動物のなめし	平成二二年 四月一日か	同上	同上
四一〇七・ 九一	た皮（なめしたものと及び	平成二二年 四月一日か	同上	同上
四一〇七・ 九二	クラストにしたもので、	平成二二年 四月一日か	同上	同上
四一〇七・ 九二	これらを超える加工をし	平成二二年 四月一日か	同上	同上
四一〇七・ 九二	ておらず、毛が付いてい	平成二二年 四月一日か	同上	同上
四一〇七・ 九九	ないものに限るものとし	平成二二年 四月一日か	同上	同上
四一〇七・ 九九	、スプリットしてあるか	平成二二年 四月一日か	同上	同上
四一〇七・ 九九	ないかを問わない。以下	平成二二年 四月一日か	同上	同上

<p>四一〇五・ 三〇 四一〇六・ 二二 四一一二・</p>		<p>羊及びやぎのなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていない</p>	<p>この項において同じ。）のうち、染色したものの（クロムなめしものを除く。）及び牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。以下この項において同じ。）のうち、染色し又は模様付けしたものの以外のもの</p>	<p>平成二二年 四月一日か ら平成二三年 三月三十一 日まで</p>	<p>平成二二年 四月一日か ら平成二三年 三月三十一 日まで</p>	<p>一、〇七〇 、〇〇〇平 方メートル</p>	<p>一、四六六 、〇〇〇平 方メートル</p>
<p>四一〇五・ 三〇 四一〇六・ 二二 四一一二・</p>		<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>平成二二年 四月一日か ら平成二三年 三月三十一 日まで</p>	<p>平成二二年 四月一日か ら平成二三年 三月三十一 日まで</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

六四〇三・ 二〇	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製）	平成二二年 四月一日か ら平成二三年	九、〇〇〇 足	〇〇 四一・一三・ 一〇	ものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、染色したものと並びに羊革及びやぎ革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。）のうち、染色し又は模様付けしたものは
六四〇三・ 二〇	繭（繰糸に適するものに限る。）及び生糸（よつてないものに限るものとし、野蚕のものを除く。）	平成二二年 四月一日か ら平成二三年 三月三十一 日まで	九六五トン （生糸換算 数量とし、 繭一トンは 、生糸〇・ 四トンに換 算するもの とする。）	〇〇 四一・一三・ 一〇	繭（繰糸に適するものに限る。）及び生糸（よつてないものに限るものとし、野蚕のものを除く。）
六四〇三・ 二〇	同上	平成二二年 四月一日か ら平成二二年	同上	〇〇 四一・一三・ 一〇	同上
六四〇三・ 二〇	同上	平成二二年 四月一日か ら平成二二年	同上	〇〇 四一・一三・ 一〇	同上

四〇 六四〇三・	のものに限る。)のうち	年三月三一 日まで
六一 六四〇三・	甲が革製のもの及び甲に	
五九 六四〇三・	毛皮を使用したもの並び	
六一 六四〇三・	にこれら以外のもので本	
九一 六四〇三・	底が革製のもの(スポー	
九一 六四〇三・	ツ用のもの、体操用、競	
九一 六四〇三・	技用その他これらに類す	
九一 六四〇三・	る用途に供するもの及び	
九一 六四〇三・	スリッパを除くものとし	
一九 六四〇四・	、甲が革製のもの以外の	
一九 六四〇四・	ものにあつては、甲の一	
二〇 六四〇四・	部に革を使用したものに	
二〇 六四〇五・	限る。)	
一〇 六四〇五・		
九〇 六四〇五・		

四〇 六四〇三・		年三月三一 日まで
六一 六四〇三・		
五九 六四〇三・		
六一 六四〇三・		
九一 六四〇三・		
九一 六四〇三・		
九一 六四〇三・		
九一 六四〇三・		
九一 六四〇三・		
一九 六四〇四・		
一九 六四〇四・		
二〇 六四〇四・		
二〇 六四〇五・		
一〇 六四〇五・		
九〇 六四〇五・		